

随意契約見直し計画

平成18年6月
平成19年1月改定
公正取引委員会

1. 随意契約の見直し計画

平成17年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることがやむを得ないものを除き、すべて一般競争入札等に移行することとした。

【全体】

		平成17年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (17年度限りのものを含む。)		/		6.6%) 6	4.9%) 0.2
一般競争入札等	競争入札			67.1%) 47	63.4%) 2.6
	企画競争等	0.0%) 0	0.0%) 0.0	0.0%) 0	0.0%) 0.0
随意契約(企画競争・公募の実施を除く。)		100%) 70	100%) 4.1	24.3%) 17	31.7%) 1.3
合 計		100%) 70	100%) 4.1	100%) 70	100%) 4.1

【所管公益法人等】

		平成17年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (17年度限りのものを含む。)		/		0.0%) 0	0.0%) 0.0
一般競争入札等	競争入札			53.8%) 7	40.0%) 0.4
	企画競争	0.0%) 0	0.0%) 0.0	0.0%) 0	0.0%) 0.0
随意契約(企画競争・公募の実施を除く。)		100%) 13	100%) 1.0	46.2%) 6	60.0%) 0.6
合 計		100%) 13	100%) 1.0	100%) 13	100%) 1.0

【所管公益法人等以外の者】

		平成17年度実績		見直し後	
		件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
事務・事業を取り止めたもの (17年度限りのものを含む。)		/		(10.5%)	(6.4%)
				6	0.2
一般競争入札等	競争入札	/		(70.1%)	(71.0%)
				40	2.2
	企画競争等	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)
		0	0.0	0	0.0
随意契約(企画競争・公募の実施を除く。)		(100%)	(100%)	(19.2%)	(22.6%)
		57	3.1	11	0.7
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		57	3.1	57	3.1

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

【所管公益法人等に係るもの】

緊急点検の結果、講ずる措置を「一般競争入札等に移行したもの」と分類した委託業務は、平成18年度中に順次一般競争入札に移行する。

また、講ずる措置を「一般競争入札等に移行するための準備に時間を要するもの」と分類した委託業務等は、一般競争入札の実施を前提とした仕様書の作成及びその他必要な措置を講じた上で、平成19年度中に一般競争入札に移行する。

7件、0.4億円

【所管公益法人等以外の者に係るもの】

随意契約の見直しの結果、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外の契約は、平成18年度以降、順次一般競争入札等に移行する。

40件、2.2億円

合計 47件、2.6億円

(1) 複数年度契約について

複数年度にわたる契約が必要なものについては、国庫債務負担行為とすべく引き続き予算化に努める。

(2) 入札手続等の効率化について

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、入札等の手続きについて効率化を図るよう検討を行う。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、別紙一覧表に記載